

政令第二百十三号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第五十六条の十五中「、秋田市」及び「、久留米市」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第五十六条の十五の規定は、令和八年五月二十九日から適用する。

理由

秋田市及び久留米市の最近の国勢調査の結果による人口が三十万未満となったため、事業所税の課税団体としてのこれらの市の指定を取り消す必要があるからである。